

< 別添資料 >

【商品概要】

1. 販売名称：「終身治療保険プレミアムDX」

2. 取扱内容

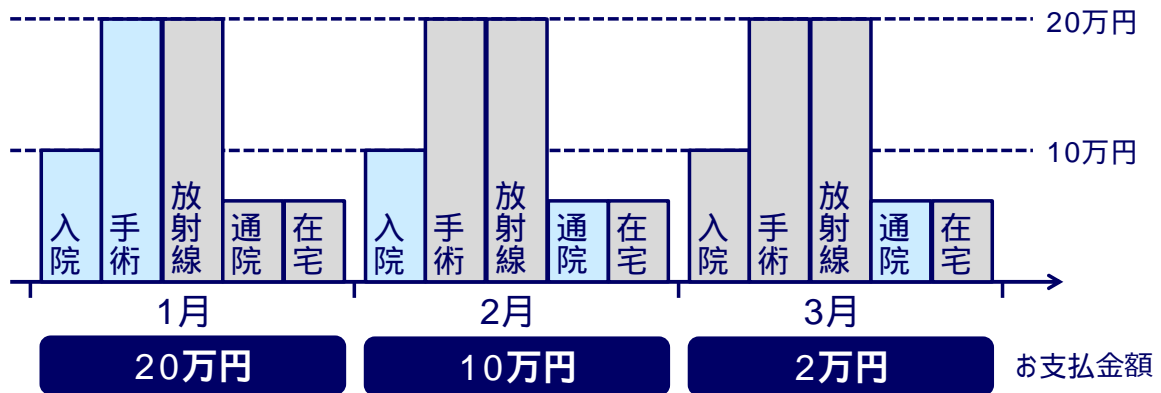
商品名：終身治療保険プレミアムDX
正式名称：無解約払戻金型終身医療治療保険
契約年齢：満6歳～75歳
保険期間：終身
保険料払込期間：
10年払済、55歳・60歳・65歳・70歳・75歳払済、終身払
保険料払込方法：
月払・年払
保険料払込経路：
口座振替、クレジットカード払
販売チャネル：
募集代理店、金融機関、インターネット、通信販売
基準給付月額：5万円、10万円、15万円、20万円
お支払限度額：

給付金名称	お支払限度額（通算）
入院月額給付金	基準給付月額×120
手術月額給付金	
放射線治療月額給付金	
通院月額給付金	基準給付月額×60
在宅医療月額給付金	

3. 「終身治療保険プレミアムDX」の特徴

治療方法の多様化に対応し、各種治療を月額保障
治療方法の多様化（入院・手術・放射線・通院・在宅医療）に対応して月額保障します。月単位でお支払いすることにより、高額療養費制度を考慮した保障のカチを実現しています。
なお、同一月内に複数の治療を行った場合、もっとも高い月額給付金をお支払いします。ただし、支払額が同額となる場合、その月の最初に支払事由に該当した給付金をお支払いします。

保障イメージ図
(基準給付月額：10万円、給付倍率の型：I型の場合)
青いグラフが各月に行った治療方法



給付例：1月に入院（入院月額給付金10万円）と手術（手術月額給付金20万円）を行った場合、手術月額給付金20万円をお支払いします。
また、2月に再度入院（入院月額給付金10万円）し、その後通院（通院月額給付金2万円）を行った場合、入院月額給付金10万円をお支払いします。3月は、通院（通院月額給付金2万円）治療のみなので、通院月額給付金2万円をお支払いします。

重篤な傷病に対する治療にも長期保障を提供

従来型の医療保険と異なり、1入院に対する支払限度日数はありません。そのため、病気やケガによる入院が60日を超えた場合でも長期間の保障を受けることができます。

傷病名	平均在院日数	在院日数が60日を超える患者の割合
総数	29.3日	7.2%
悪性新生物	17.1日	4.3%
統合失調症 ¹	531.8日	56.3%
脳血管疾患	78.2日	23.7%
気管支炎 ²	57.9日	14.9%
骨折	37.2日	18.5%

厚生労働省「平成 29 年患者調査」より当社作成

1：統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害

2：気管支炎及び慢性閉塞性肺疾患

傷病による収入減少に備える「収入サポート特約」（オプション）

治療期間の長期化により収入が減少した場合に備える「収入サポート特約」を付加することができます。



一般的な給与所得者の場合

女性特有の疾病に備える「不妊治療保障付女性総合疾病治療特約」（オプション）

主契約の保障に加えて、女性特有の疾病の治療や、近年増加している特定不妊治療に備える「不妊治療保障付女性総合疾病治療特約」を付加することができます。

【女性総合疾病の定義】

ガン、子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、甲状腺の良性新生物、甲状腺機能亢進症、慢性腎臓病、帝王切開、子宮外妊娠、関節リウマチ、心筋梗塞、狭心症、高血圧症、脳卒中、糖尿病、メニエール病、骨粗しょう症 など

既存の医療保険との保障の重複を避ける「入院免責日数特約」（オプション）

「入院免責日数特約」を付加することで、入院月額給付金（主契約）および女性総合疾病入院月額給付金（不妊治療保障付女性総合疾病治療特約）が、入院を開始した日から所定の期間支払われません。これにより、現在医療保険に加入されている方でも保障の重複を避けることができます。

免責日数の型	60日型	540日型
免責日数	60日	540日

先進医療を受けた場合の費用を補う「先進医療特約（Z05）」（オプション）

先進医療を受けられたときの費用に対する「先進医療給付金」と、先進医療給付金が支払われる療養を受けたときの諸雑費に対する「先進医療支援給付金」を保障する「先進医療特約（Z05）」を付加することができます。

給付金名称	お支払事由	お支払金額
先進医療給付金	先進医療による療養を受けられたとき	技術料と同額
先進医療支援給付金	先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき	最大15万円

特定の疾病になった際に保険料の払込を免除する「3大疾病保険料払込免除特約」（オプション）

「3大疾病保険料払込免除特約」を付加することで、次のいずれかの場合に以後の保険料の払い込みを免除することができます。

悪性新生物と診断確定されたとき（90日の待機期間があります）

急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始されたとき

脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始されたとき

4. 保障内容（主契約）：

給付金名称	支払事由	支払額
入院 月額給付金	被保険者が、責任開始期以後に生じた疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因を直接の原因として入院をしたとき	支払事由に該当した月ごとに、（以下、同じ） 基準給付月額×1
手術 月額給付金	被保険者がつぎのすべての条件を満たすとき 責任開始期以後に生じた疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因を直接の原因とし、治療を直接の目的とした手術を受けたこと つぎのいずれかに該当する手術であること a. 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為であること b. 医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術	〔 型〕 （入院中） 基準給付月額×2 （入院中以外） 基準給付月額×0.5 〔 型〕 （入院中） 基準給付月額×1 （入院中以外） 基準給付月額×0.5
放射線治療 月額給付金	被保険者がつぎのすべてを満たす放射線治療を受けたとき 責任開始期以後に生じた疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因を直接の原因とし、治療を直接の目的とした病院または診療所における放射線治療であること 医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される診療行為であること（血液照射を除く）	〔 型〕 基準給付月額×2 〔 型〕 基準給付月額×1
通院 月額給付金	つぎのいずれかに該当したとき <u>入院前通院</u> 入院を開始した日の前月または前々月において、その入院の直接の原因となった疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因の治療を直接の目的とした通院を同一の月に2日以上されたとき <u>退院後通院</u> その入院の退院した日の属する月の翌月からその月を含めて24ヶ月以内の期間（退院後通院期間）に、その入院の直接の原因となった疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因の治療を直接の目的とした通院を同一の月に2日以上されたとき	基準給付月額 ×0.2
在宅医療 月額給付金	つぎのいずれかに該当したとき <u>入院前在宅医療</u> 入院を開始した日の前月または前々月において、その入院の直接の原因となった疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因の治療を	基準給付月額 ×0.2

	<p>直接の目的とした在宅医療を同一の月に2日以上されたとき <u>退院後在宅医療</u> その入院の退院した日の属する月の翌月からその月を含めて24ヶ月以内の期間（退院後在宅期間）に、その入院の直接の原因となった疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因の治療を直接の目的とした在宅医療を同一の月に2日以上されたとき</p> <p><対象となる在宅医療> 在宅患者診療・指導料（往診料は除く）</p>	
--	--	--

- ・給付金を合計して基準給付月額額の120倍がお支払限度です。
- ・通院月額給付金と在宅医療月額給付金を合計して基準給付月額額の60倍がお支払限度です。
- ・同一の月に複数の給付金の支払事由に該当したときは、各給付金のうち、最も支払額の高いいずれかの給付金をお支払いします。ただし、支払額が同額となる場合、その月の最初に支払事由に該当した給付金をお支払いします。

5. 保障内容（特約）：

（1）収入サポート特約

給付金名称	支払事由	支払額
短期収入サポート月額給付金	<p>被保険者が、同一の月に10日以上、つぎのア.イ.の療養状態に該当したとき</p> <p>ア. この特約の責任開始期以後に生じた疾病・不慮の事故・不慮の事故以外の外因を直接の原因として、この特約の保険期間中に病院または診療所に入院したこと</p> <p>イ. この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病³を直接の原因として、この特約の保険期間中に医師の指示を受けて、軽い家事および必要最小限の外出を除き、自宅等で治療に専念していること</p>	<p>支払事由に該当した月ごとに長期収入サポート給付月額×0.5 （通算60回限度）</p>
第1回長期収入サポート月額給付金	<p>被保険者が、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>ア. この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したとき</p> <p>イ. この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当したとき</p> <p>ウ. この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、国民年金法にもとづき障害等級1級または2級に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、障害等級2級の状態のうち、精神の障害により認定されたときを除く。</p>	長期収入サポート給付月額
第2回以後長期収入サポート月額給付金	<p>第1回長期収入サポート月額給付金がお支払された場合において、その支払日の翌月以後、第1回長期収入サポート月額給付金を支払った日の長期収入サポート月額給付金支払期間中の月単位の応当日（応当日がない月の場合は、その月の末日）が到来したとき</p>	支払事由に該当した月ごとに長期収入サポート給付月額

- ・第1回長期収入サポート月額給付金の支払事由に該当した場合、短期収入サポート月額給付金は支払いません。
- ・長期収入サポート月額給付金支払期間中に被保険者が死亡した場合、長期収入サポート月額給付金はお支払いしません。

（2）不妊治療保障付女性総合疾病治療特約

給付金名称	支払事由	支払額
女性総合疾病入院月額給付金	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた女性総合疾病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に主契約の入院月額給付金の支払事由に該当する入院を行ったとき</p>	<p>該当した月ごとに主契約の基準給付月額×0.5</p>

女性総合疾病手術 月額給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に、この特約の保険期間中につきのa.～f.の手術を受けたとき a. 所定の女性総合疾病の治療を直接の目的とした手術 b. a.を除く、乳房観血切除術 c. a.b.の乳房観血切除術に対しての乳房再建術 d. a.を除く、子宮摘出術 e. a.を除く、卵巣摘出術 f. a.d.e.を除く子宮または子宮附属器にかかる手術	該当した月ごとに、 主契約の基準給付月額 ×0.5
女性総合疾病放射線 治療月額給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた所定の女性総合疾病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に主契約の放射線治療月額給付金の支払事由に該当する放射線治療を受けたとき	該当した月ごとに、 主契約の基準給付月額 ×0.5
女性総合疾病通院 月額給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた所定の女性総合疾病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に病院または診療所に入院をし、かつ、入院の直接の原因である女性総合疾病の治療を直接の目的として主契約の通院月額給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	該当した月ごとに 主契約の基準給付月額 ×0.1
女性総合疾病在宅 医療月額給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に生じた所定の女性総合疾病を直接の治療の目的として、この特約の保険期間中に病院または診療所に入院をし、かつ、入院の直接の原因である女性総合疾病の治療を直接の目的として主契約の在宅医療月額給付金の支払事由に該当する在宅医療をしたとき	該当した月ごとに 主契約の基準給付月額 ×0.1
特定不妊治療支援 給付金	被保険者が、この特約の責任開始期からその日を含めて24ヶ月を経過する日以後の保険期間中に、日本国内の病院または診療所において、特定不妊治療（体外受精・顕微授精の治療過程で受けた採卵または胚移植であること）（※凍結胚移植を除く）を受けたとき	主契約の基準給付月額 ×1.0 （保険期間を通じて1回限り）

- ・特定不妊治療支援給付金以外の給付金を合計して主契約の基準給付月額の60倍がお支払限度です。
- ・女性総合疾病通院月額給付金と女性総合疾病在宅医療月額給付金を合計して主契約の基準給付月額の30倍がお支払限度です。
- ・同一の月に複数の給付金（特定不妊治療支援給付金を除く）の支払事由に該当したときは、各給付金のうち、最も支払額の高いいずれかの給付金をお支払いします。ただし、支払額が同額となる場合、その月の最初に支払事由に該当した給付金を支払います。

（３）入院免責日数特約

この特約を付加した契約は、同一の疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による入院について、初めて入院した日からその日を含めてあらかじめ定めた日数が経過する日まで、主契約および不妊治療保障付女性総合疾病治療特約の入院月額給付金の支払を免責にします。

	免責60日型	免責540日型
免責日数	60日	540日

（４）先進医療特約（Z05）

給付金名称	支払事由	支払額
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額（通算2,000万円限度）
先進医療支援給付金	被保険者が先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	15万円。ただし、ガン、急性心筋梗塞および脳卒中以外の疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因を直接の原因として先進医療給付金の支払われる療養を受

		けた場合で、かつ、受けた先進医療にかかわる技術料が15万円未満の場合には、その技術料と同額。(同一の先進医療による療養について1回限り)
--	--	--

(5) 3大疾病保険料払込免除特約

免除事由
被保険者が、責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後にはじめて悪性新生物と診断確定されたとき
被保険者が、責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したとき
被保険者が、責任開始期以後に脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したとき

6. 保険料例

主契約（基準給付月額10万円、給付倍率の型：I型）、
保険料払込期間が終身の場合の月払保険料

加入年齢	男性	女性
満30歳	4,540円	5,040円
満40歳	6,100円	5,680円
満50歳	8,320円	7,180円

主契約（基準給付月額5万円、給付倍率の型：I型）、
保険料払込期間が終身の場合の月払保険料

特約（収入サポート特約）、長期収入サポート給付月額：10万円
保険期間・保険料払込期間：65歳満了

加入年齢	男性	女性
満30歳	5,940円	4,890円
満40歳	6,020円	4,820円
満50歳	6,590円	5,120円

主契約（基準給付月額10万円、給付倍率の型：I型）、
保険料払込期間が終身の場合の月払保険料

特約（不妊治療保障付女性総合疾病治療特約）

加入年齢	男性	女性
満30歳		6,870円
満40歳		7,670円
満50歳		9,570円

主契約（基準給付月額10万円、給付倍率の型：I型）、
保険料払込期間が終身の場合の月払保険料

特約（入院免責日数特約 免責60日型）

加入年齢	男性	女性
満30歳	3,180円	3,550円
満40歳	4,270円	3,940円
満50歳	5,780円	4,820円